

安城市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めるものとする。

第2 目的

建築物の整備に木材を用いることにより、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源かん養その他の多面的機能の発揮に寄与するとともに、市民に木のもたらす安らぎ及び温もりのある快適な生活空間を提供することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用の促進

木造化及び木質化の推進を愛知県、安城市、設計建設関係事業者、林材業関係事業者等が一体となって行う。また、市内全域においてその意義が醸成されることを目指す。

2 木材利用の普及啓発

市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用推進の日及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義及び効果について普及啓発を行うよう努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、当該協定が法、県方針及び本方針に照らして適切なものであるかを確認の上、当該協定を締結することができる。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、当該協定の内容を公表する。さらに、協定による取組を促進するため、当該協定を締結した者に対して、活用できる支援制度の周知及び木材利用における諸事情について情報共有を行うこととする。

第4 公共建築物における木材利用の目標

公共建築物を整備する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準により認められない場合又は木材の利用がなじまない場合を除き、施設の木造化、施設内装の木質化、施設における机、椅子等の備品及び消耗品の木製品の採用等木材の利用に努めるものとし、木材を利用する場合は、長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材及び県産材の利用に努めるものとする。

第5 その他木材の利用促進に必要な事項

公共建築物の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方を心掛けるとともに、次の事項に留意するものとする。

（1）コストへの配慮

設計上の工夫により建設コスト、維持管理コスト等の低減に配慮するものとする。

（2）備品等の購入

備品及び消耗品の購入に当たっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。

（3）木材利用の周知

市は、木材を利用した施設の利用者が、木材の持つ良さや、木材利用の意義を知ることができるよう周知に努めるものとする。

（4）他団体との連携

法第2条第2項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、愛知県や設計建設関係事業者、林材業関係事業者等と連携し、木材の利用を促進するものとする。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。